

Title	唐宋牙人考
Sub Title	
Author	小林, 高四郎(Kobayashi, Takashiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.1 (1929. 3) ,p.53- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290300-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐宋牙人考

緒言

- 一、名稱と官私牙
 - 二、牙人の種類と牙税
 - 三、牙人に關する法規
 - 四、牙人の職能
- 結語

緒言

支那商業史上に於て、駟又は駟僧なる語にて知らるゝ商行爲の媒介業が發生せしは、極めて古代に遡り得るが、それが牙僧、牙郎、牙人等總て牙の字を帶びし語を以て呼ばるゝに至りしは、實に唐代を以て嚆矢とする。されど何が故に牙なる字を有するに至りしか、及び明律規定以前の牙人に關する法規は如何、當時の商業狀況を推知すべき其の種類、牙税の性質、官許牙人の發生時期及びそれが坐賣、客商、市との關係、換言すれば、一般商業組織上の牙人の地位性質は如何等の諸問題に就いては、從來充分に考究されてゐない。詳細なりと認むべきは、稻葉君山氏の「駟會牙僧及び牙行」(支那社會史研究所載)な

る論文であるが、これも名稱考に於て稍々詳密であるが、「支那經濟通説」所收の牙行の記事と共に、専ら近世のそれを詳論されてゐるに過ぎない。拙稿は素より本問に就きて委曲を盡せるものではなく、時代を唐宋二朝に限定して、些か牙人の商業史上の意義を闡明せんと試みた、貧しい研究の結果に外ならない。而して恩師文學博士加藤繁先生の高著竝に直接の御教示に據る所極めて大であり、一々枚舉するに勝へず、茲に謹んで深謝する次第である。然れども立論の當否に就いては、其の責私一身に存すると勿論である。博雅の士の是正を切望するものである。

一、名稱と官私牙

唐代に至つて何が故に𪔵會なる語が、牙會、牙郎、牙人等の語に變移したかに就いては、從來一つとして吾人を首肯せしむるに足る定説が無い。伊藤東涯がその著「名物六帳」第二帖 人品箋三の牙會の項に、

牙會。品字箋。會會也。以齒牙而會合市中之交易者。按此說迂泥。牙只是互草書耳。當從輟耕錄云。

と記せる如く、品字箋の説は洵に嗤ふ可きものにして、敢へて論評するに及ばぬが、尠くとも牙人の名稱由來に關しては二説あると思ふ。一つは牙は互の轉化なりとする見解と、他は之と全く相異りて、斬新なる説は稻葉君山氏のそれである。私は先づ後説の所論を紹介攷覈しよう。氏の高著「支那社會史研

究」所載の論文（駟會牙儉及び牙行）に見えたる説を要約すれば、牙は「牙旗」の牙に淵源するとして、それが唐代には特殊意義を有するに至り、一般官府を指した。而して官府に因つて駟儉の營業が經營せられたるが故に、換言すれば、牙門により行はれたるが故に、牙儉牙郎の如き牙の字——此の場合には牙の本義を喪失して官の義となる——と結合せる名詞が生じたのであると。次に少しく此の見解を検討する。先づ牙の字義の變遷を考へて見よう。文選卷三張平子東京賦中の「戈矛若林。牙旗繽紛。」の句中の牙旗についての李善の註に曰ふ。

兵書曰。牙旗者。將軍之旗。謂古者天子出建大牙旗。竿上以象牙飾之。故云牙旗。

と。天子出征の際に牙旗なるものを用ひ、主將も亦其處に居つた。應て牙門なる語も生じた。（後漢書公孫瓚傳）が必ずしも毎に牙旗の掲揚さるゝと否とを問はなかつたのだらう。而して唐代に至つては天子の宮殿を牙と呼ぶ様になつた。資治通鑑卷二百三十四唐紀五十二德宗貞元十九年の條の胡三省の註に（稻葉氏は貞元元年と記されしは十九年の誤である）

唐東内以含元殿爲正牙。西内以太極殿爲正牙。唐制天子居曰衙。行曰駕。牙與衙同。

とあるに因り知らるゝであらう。然し唐の封演の封氏聞見記卷五には、

近俗尙武。是以通呼公府爲公牙。府門爲牙門。字稍訛變轉而爲衙也。非公府之名。或云。公門外。刻木爲牙。立於門側。以象獸牙。軍將行置牙竿首。懸旗於上。其義一也。

と見えて、牙の意義が單に天子の居處のみ指すにあらざして、府門をも意味するに至つたのである。然るに牙が衙の字に轉用せらるゝに至つた推移に就いては稻葉氏は、資治通鑑卷二百三十三唐紀三十九代宗の廣徳二年の「子儀使牙官盧諒至汾河」の胡三省の註に、

節鎮州府。皆有牙官行官。牙官給牙前驅使。行官使之行役出四方。自五季以後。詬罵武官。率曰牙官。

とあるを引用し、牙の字は嘲笑の語と化し、爲めに牙の字は衙に變化し、牙人の牙のみは舊形を傳へたのだと論斷し、唐末五代の亂離の世に於ては、庶民は武人の專擅を譴み憎むの結果、恚うした風習を生じたのだらうと申されてゐる。此の推定については異論がないではない。こは牙の字義自體の變化ではなくして、牙官なる職は極めて下級の武臣之に任せられたるが故に、一般武人を詬罵する際に、此の語を以て嘲笑の *Wortefunli* を出したに過ぎないと観るべきであらう。⁽¹⁾ 然し牙の字義の變遷については大約稻葉氏と同様な見解を吾人は有するものである。然れども果して此の牙と牙儉、牙郎、牙人の牙と關係が存するであらうか。吾人疑無きを得ない。氏の論文には之を立證すべき左驗を明示せずして、確に *THE*

を行つて斷定されてゐる嫌がある。而して加之、仔細に同氏の高論を閲するに、經濟學上の概念の明晰を缺き、敘述が少しく論旨を脱してゐる傾向があると思ふ。今次の諸點に私の疑を援き、氏の立論の根據を考覈しよう。

(一)「……再び牙儉の内容につきて考察して見たいと思ふ。牙儉は政府より與へられた獨占仲買商であるともいへる、同時、民間に於て自然に發展して來た仲買商を、政府が公認して之に獨占權を與へたものと見ることも出來やう。前節、牙郎と市牙の場合に述べた如く、二者何れも官設の牙儉であるけれども、後者は民間駢儉が、時の政府に承認せられたかの如く解せらるゝが、此の見解は至當であらうと思ふ。何ぜならば、秦漢以降、民間仲買人は、かなりの壓迫を受けて來た。しかしそれが亡びたといふのではない。依然商業界の牛耳を握つて居たわけであるから、牙儉制度が公布されたとすれば、それは、政府が民間の既得權を承認したまでのことになる。」支那社會史研究、二四三—四頁參照

右の論旨には概念の錯雜がないであらうか。牙儉に對して政府が獨占權を附與したか否やに就いては後述するとして、先づ此の論旨の當否のみを論ずる。氏は牙儉牙人の牙が官設の仲買たりし故、牙の字を帶びし語を以て呼ばれたのであるとの説を持してゐられるが、然らば此の場合、經濟行爲の主體は官府であつて民間ではない。然るに、「民間に於て自然に發展して來た仲買商を政府が公認して之に獨占權を與へたものと見ることが出來やう。」と申されてゐるが、獨占權附與の點は上述の如く姑く措くとして、

此の場合に於ける經濟行爲の主體は民間である。然れば決して官設ではない。然るに氏は徑に之に繋いで、「二者何れも官設の牙儉であるけれども云々」と申される。而も又「後者は―市牙―民間駟儉が時の政府に承認せられたかの如く解せらるゝが、この見解は至當であらうと思ふ。」とは何の意なるか私の理解し難い處である。政府が承認するとの意は、決して獨占權を許與した意とは解され得ない。今更めて茲に兩者の相異を呶々する迄もないが、獨占權附與の結果は、當然一定數以外に之と拮抗すべき同業者の發生するを禁止して、既得の權利を擁護してやるのである。既得權の承認は之と異なる。或る特殊の營業の發生が庶民生活の必要に胚胎し、時の爲政者が認めて是としその存續を許可し、必要によつては營業稅等を課するとせば、それは既得權を承認したのみである。故に前者は後者より、より大なる力を有し積極的行爲である。更に「牙儉制度が公布されたとすれば、それは、政府が民間の既得權を承認したまでのことになる。」と申されてゐるが、若し氏の所謂「牙儉の名は、商人の手中にあつた駟儉をば、武士政治によりて掠取せられたものであらうと思ふ。」〔同著、二三七頁參照〕

との事實を眞實とすれば、此の言は矛盾も亦甚しいことであらう。何となれば、政府が牙儉の權を掠取して官設のものとしたのなら、「既得權を承認」したのではなく、「既得權を沒收」したものでなくてはならない。再言するが、既得權を單に承認したのみならば、依然經濟行爲の主體は民間である。

(二)次に翻つて、氏が牙旗牙門と牙人との間に相關々係ありと説かるゝ論據―この點は氏の論文の核心

を成すものであるが―を検討する。

資治通鑑卷二百十四唐紀三十開元二十三年の條に、

安祿山者。本營州雜胡。初名阿鞞山。其母巫也。父死母携之。再適突厥安延偃。會其部落破散。與延偃兄子思順俱逃來。故冒姓安氏。名祿山。又史宰于者。與祿山同里閭。先後一日生。及長相親愛。皆爲互市牙郎。以驍勇聞。云々

とあるの記事や新唐書(二二五卷)の安祿山傳等を引き、又學海類編所收唐姚汝能の「安祿山事蹟」卷上に、
長而姦賊。殘忍多智計。善揣人情。解九番語。爲番市牙郎。張守珪爲范陽節度使。祿山盜羊姦發。追捕至欲棒殺之。祿山大呼曰。大夫不欲滅奚契丹兩番部。而殺壯士耶。云々

とあるを參照し、更に市牙の成立とを併せ考へられて次の如く述べられてゐる。

「……さらに注目すべきものは市牙の成立である。唐書食貨志、建平四年の條に（唐代には建平なる年號は無い。明かに誤植である。こは舊唐書卷四十九食貨志第二十九食貨下、及び唐會要卷八十四雜稅に見ゆる、建中四年六月戸部侍郎趙贊の請願の條の文である）

戸部侍郎趙贊除陌錢を稅せんことを請ふ。天下公私、貨物を給與するに、率一貫に付き舊と二十を算(稅)せり。加算して五十となさん。他物を給與し、或は兩換するものは、鈞錢…鈞は約の誤…を

ば率となして之を算(税)す。市牙より各々印税を給し、人にして賣買あれば、隨て署名せしめ、翌日之を合算す。貿易に市牙を用ゐざるものあれば、それに私簿を給す。私簿なきものは、投收自集せしむ。其錢百を隠すものは二千を投入し、杖六十とす。告者には十千を賞し、其家資を取る。法既に行はれて、主人市牙、其柄を専らにするを得、率ね隱盜多く、公家の所入、曾て半を得ず、怨嗟の聲、囂然天下に滿つ。

とある。この記録も判讀することが、較々艱難であるけれども、唐代の市上には、既に市牙と稱するものがあつた。それは官府の命を受けて、一般取引に關與し、税を買賣雙方より受入れて居つた。ただこの記録によれば、市牙は其の權利を濫用して、公家の収入は、却て期待に副はなかつたやうである。

以上二個の場合を考察するに、前者は、戰國以來の慣習であつた鬻儻が、牙門によりて行はるゝに至つた。牙郎の名にて知られたものはそれである。市牙亦た然り。市牙と牙郎と相異るところは、一は國境貿易で、他は國內市場であるといふだけで、その内容より見れば、鬻儻が官設のものとなつたといふに過ぎない。「同著、二三七頁—二三九頁參照」

私が敢へて *prob* ありと云ふ所以茲に存するのである。吾人は以上二個の文献が、鬻儻が牙門によりて行はれた證據なりと、容易に首肯し得るであらうか。尠くとも今一段の考證をなすにあらずんば、折

角の新説も破綻せざるを得ないであらう。同氏は「安祿山が六蕃語に通じて、幽州の節度使張守珪の互市牙郎となつた」點の注意すべきを申されてゐるが、尠くとも正史たる新舊兩唐書及び資治通鑑は素より、安祿山事蹟卷上の文は左様には解せられない。成程祿山は六蕃語に通じて互市牙郎を職としてゐるが、それは張守珪と相知る迄であつて、節度使の牙郎となつたと云はれるのは時間の觀念が錯誤してゐる。この誤は兩唐書の文を註二によつて一讀されたら、直に首肯し得るであらう。加之後者の文献も牙人に關する一規定に過ぎない。而して又牙郎を國境貿易の駟儉と説かるるも、互市牙郎、蕃牙郎又は單に牙郎と呼ぶるゝものがそれであつて、牙郎それ自體にはかゝる本質的區別はない。然しこの場合氏が通鑑安祿山の記事に下された狹義の説明であらうと私は思ふ。

(三)次に牙税に關する氏の説明に及んで、その敘述の當否を致へよう。

「政府は、牙行に對して課税した。即ち獨占權行使に關する承認手数料と視て可なるものであらう。〔同著、二四四頁〕

の記事を批判して置かねばならない。氏は、

「牙行は宋代に始まるかと思はるゝけれども知れる範圍では元史世祖本紀至元二十二年の條を以て初見とする故、遅くも宋末元初に於てこの名稱のあつたことがわかる。〔同著、二四三頁參照〕

と申されてゐるが、第二章に詳述する如く、五代會要卷十六市、周の廣順二年十二月の開封府の上奏文中に

既に牙行人なる語見ゆるのであるが、それは別として、氏のこの記述は元代以後のことをいふのではないこと明かである。唐宋の時代に就いてはあり、行の義を商の義に解して記されたのだと思ふ。然れば此處にも亦、氏の説の不充分さがありはしないだらうか。唐代に牙税の語ありし事は私の未だ知る處でないが、事實存在したか否か遽かに断定し難い。今氏の曰ふ所を宋代のこととする。今日の財政學上の知識を以てすれば、租税と手数料とは全く異なる經濟概念であり、其の定義を今更云々するに及ばない。されば、「牙行に對して課税した。即ち獨占權行使に關する承認手数料と視て可なるものであらう。」と言は相容れない別個の概念を同一視せられたのである。而かも牙商に對して政府が獨占權を附與した法規、又は傍證でもあるであらうか。尠くとも氏の論文中には之を明示してゐない。一種の Dogme の嫌がある。私の杜撰なる研究にても、此の事實ありしを知らぬ。扱て牙税の性質であるが、この點は第二章に詳述する故、今は姑く之を措く。尙ほ氏は進んで、

「但だ遺憾なことには唐宋時代に於ける牙税の詳細を知ることが不可能であり云々。」(同前、二四四頁)と敍べられてゐるが、官私の牙人發生せし宋代は問はず、此の文を吟味せば、同氏が當初官設なりと斷定せられし唐代に、牙税が存することの可能を豫想されたるが如き敍述であるが、官設のものに對して課税するが如き不合理なることがあらうか。民間經營なればこそ課税し得るのである。即ち所謂租税の主體は、政府以外の者でなければならぬ。此の點も、氏の立論(名稱の由來)に關心する所大なるのであ

り、敘述が齟齬すると思ふが、如何なるものであらうか。

(四)更に氏の名稱についての新説が成立する爲めには、官私の牙人に關する疑問を氷解して置かねばならない。氏の説に據つて判ずれば、牙人は民間發生のものなるも一旦政府の手に移り、これに因つて經營せられたるが爲め、牙僧牙人と呼ばれるに至つたのである。然れば官設の仲買が先づ行はれて、然る後私牙が發生したのであると結論される。

扱て、唐以前に如何なる種類の牙商が存在したか、今詳に知り得ないが、唐代に至つて俄然一切の牙僧の職が、武人の掌中に掠取せられたとは考へ得らるゝだらうか。若し一步譲つて、武人が民間傭僧を自己の手に收め營んだとしたら、そは必ずや有利なる種類のものであつて、斷じて總てはなかつたらう。然れば民間にも依然多數の牙人が存在したと視ねばならない。矧んや武人に掠取された證據無きに於てをや。而して官私兩様の牙商が何時の頃から分化したかに就いては、明快な説明を下されてはゐない。が氏は新唐書卷七五張又新傳に牙僧(氏は牙郎と記せどもそれは誤である)なる語あるを引用して曰く、

「この事實は、元和年間のことであらうと思はるゝから當時既に牙郎の名稱が成立つて居つたことが立證せらるゝのである。更めていふが、この場合「牙」といふ文字は、既にその本義を失ひ、官府とか公府とかいふ意義を占むるに至つた。故に牙郎なる文字は、官設傭僧の意義と見て大差がない。」

とて、續いて吳自牧の夢梁錄卷十顧覓人力の條に見ゆる「官私牙嫂」なる語を引かれて、次の如く述べら

れ「唐代に「牙嫂」があつたといふ記録は、まだ見ないけれども、宋代には官私兩様の牙郎があつた。」「同著、二四〇頁」

と記し、宋代に私牙の發生を置かれてゐるものの如くである。

私は卑見として、牙儉牙人の牙と牙門のそれと關係させるを妥當と認めない故、必然的に本四節に於ても稻葉氏の見解と異なる次第である。

牙の字が官府の意から由來したものと解すれば、宋代に官牙、私牙と曰ふためには、先づ牙の第二義（官府の意）が既に時代の經過の爲めに、國民に忘却せられて、新なる意義として、牙が駟儉を意味するに至りし事を豫定せねばならない。然らずんば、同一の語を重複して官牙と云ひ、全く矛盾概念を有する語、私と牙との結合名詞は無意味となるからである。されば氏の説を支持するがためには、宋代に牙の字が單獨に駟儉の意に使用されたる用例を指摘せねばならない。文献に見ゆる牙は姦牙、馬牙、官牙とかの如く形容語を伴ひ、而かも牙人の略として、一見明白なる場合にのみ使用されてゐるに過ぎない。³⁾又牙が官を意味するとせば、官設の牙人を専ら牙儉（牙人）と云へばこと足り、私的のそれのみを、私儉（又は適當の語を以て）記して區別すべきであるのに、態々官儉（宋洪邁撰夷堅乙志^{五卷}張九罔人田の條を看よ）と斷つて用ひし例あるは如何なる理由からだらうか。此の語は却つて、明に牙の字自體には官の意なきことを裏書きせるものであると思ふ。

以上私の不完全なる敘述を以てしても、稻葉氏の所説の妥當性を缺く所あるを、略々指摘し得たであらうと思ふが故に、進んで他説の批評に及ぼう。

從來牙人の牙は互の轉訛であると解されてゐる。宋の劉攽の中山詩話には、

韓吏部贈玉川詩曰。水北山人得聲名。去年作幕下士。水南山人又繼往。鞍馬僕從塞閭里。小室山人索價高。兩以諫官徵不起。又曰。先生抱材須大用。宰相未許終不仕。王向子直謂。韓與處士作牙人。商度物價也。古稱駟僮。今謂牙非也。劉道源云。本稱互郎。主互市。唐人書互爲牙。因訛爲牙。理或信然。今言萬爲萬。千爲撇。非訛也。若隱語爾。

とあつて、牙人は本之を互郎と呼んで、互市を主つたとの解をしてゐる。後世の支那人並びに本邦人も殆んど凡て此の見解に従つてゐる様である。この外の宋代のもの、孔平仲の「談苑」卷四、吳曾「能改齋漫錄」卷中「辨誤錄」牙郎等にも皆之の説を踏襲してゐる。時代は降るが、元の陶宗儀の輟耕錄も同様に、

今人謂駟僮者。爲牙郎。本謂之互郎。主互易市物者也。

と云つてゐる。が何れも嘗て互郎と呼びしことある典據を示してゐないのは甚が遺憾である。さり乍ら果して、唐人が互の字を牙と通じ用ひた證據があるであらうか。勿論今日の發音は全く異なるもので、互は ミ、牙は ハ である。此れに就いては今、康熙字典卷二牙部の説く所を見よう。

牙(廣韻)互俗作牙。中漢書劉向傳。宗族盤互。師古曰。字或作牙。謂若犬牙相交入意也。谷永傳。百官盤互。註同。是昔人以牙爲互字。後轉而作牙。師古曲爲之說耳。○按史。書中以牙作互字。用非一。廣韻深辨其非。并引古碑碣中之書互爲牙者甚詳。皆歷歷可據。應從之。蓋牙有相錯義。或互字俗作牙。可附牙部。若竟書互爲牙。并讀如牙字之音誤矣。

説く所最も詳ではあるが肝腎の、唐代に牙郎と互郎とを併せ記されし證左を擧げてゐない。畢竟牙は互より轉化したりと曰ふ本説の難點も亦茲に存するのである。尙ほ今一つの解し難い點は、互市牙郎の場合である。牙が互の轉訛せしものなれば、何ぞ互字のみ誤り記さるゝことなく舊形を存せしか。尤もこれについては、次の如き解釋が下されぬことはない。即ち互市牙郎の用例は、唐宋の文献を通じて財かに一二に過ぎずして、互市は主として文語として用ひらるゝ事多く、牙郎牙人のみは國民の日常經濟生活に交渉すること深かりし故、専ら俗間に旺に使用せられ、従つて不知不識の間に互(牙)を牙と訛用するに至つたものであらうと。そうして偶々諸蕃と中國との交易に關與した牙郎安祿山を史書の編者が、互市の牙郎と記す際に、雅語の互市のみ牙と記されなかつたのだらうと。さり乍らこれも一種の臆測にして、何等の確實性あるのではない。

以上二説の依據する所を縷々述べ來つたが、然らば吾人の所見は如何。此等の説以外に有力なる新意

見があるだらうか。人或は、晋書卷四十三王戎傳に、

毎日執牙籌。晝夜算計。

とある牙籌の語よりして、牙人が之を用ひし故、遂ひに呼ぶに牙郎牙人としたのではないかと推定する者が無いではないが、此の時代の風習として、牙籌を以て計算する事一般的に行はれ、特に牙人の利用盛大なりしか否か、文献の徴すべきものなく、又かゝる風習ありせば容易に宋人の注目する所であつたらう。故に品字箋の解釋と同じく、それは一つの *Einfall* に過ぎないのである。要之、目下の所は恐らく他説はないのであらう。稻葉氏の所説は一見巧妙なれど、考證と推理とに不備の點多々あり、後説も明確なる典據なき憾みがある。されど私自身としては、後説の云ふ處に姑く従ひ度い。稻葉氏は後説に就いては、片言隻句の批評だにされてゐないのは何故であらう歟。兩説を比較するに、*Wahrscheinliche* *Ikelt* の點よりすれば、確かに後説は前説に一段勝ると思ふ。而して宋人の解釋もあることであるから。といつてもこのことは決して論理學上の「典據に訴ふる誤謬」を犯すものではないと思ふ。

翻つて茲に留意せねばならぬ問題は、唐代に官牙が存在したかどうか、若し存在したとせば、如何なる性質のものであつたか。牙人の官許となりし時期如何。これ吾人の最も知らんと欲する重要難點である。尤も稻葉氏の高見を是認すれば、唐代の牙人は悉く官設のもの故、この問題は敢へて論題とするに及ばぬのであるが、私は自己の見解によつて論旨を進める。

五代會要^{卷二十六}市、周の廣順二年十二月開封府上奏文中に「其有典質倚當物業。仰官牙人業主及四鄰。同署文契。云々」とあり、恐らく官牙人の語の初見であらうが、これが官設の牙人の意なるか、又は官許の牙人の意なるかは加藤博士の御注意されし如く、遽かに決定するは危険であつて、私如きものゝ大膽に云爲すべき輕事ではない。故に此の問題は一切觸れないことにする。先づ宋代の官牙に就いて、少しく鄙考を陳べよう。

宋代の官牙が民間の牙人と同様に、商取引に參與したであらうか。若し然りとせば、其處には自由競争が假令小規模にせよ行はれたこととなり、必ずや私牙は不利益な立場に在つただらう。然し恐らく官牙は原則としては、庶民間の商行爲に關係したのではなく、主として宮廷、政府の財貨—香藥、眞珠、玳瑁、絹帛、土地等—の賣買に干與したものではなかつたらうか。此の推測を確證すべき文献は、通考^{卷二十}市糴考一に見ゆる神宗の元豐五年の詔である。

元豐五年詔曰。天下商旅物貨至京。多爲兼併之家所困。宜出內藏庫錢帛。選官於京師。置市易務。先是有魏繼者。自稱草澤上言。京師百貨所居。市無常價。貴賤相傾。富能奪。貧能與。乃可以爲天下。於是中書奏。在京市易務監二提舉官。一。句當公事官一。許召在京諸行鋪牙人。充本務行人。牙人內行人。令供通己所有。或借他人產業金銀充抵當。五人以上充一保。遇有客人物貨出賣不行。願賣入官

者。許至務中投賣。句行人牙人與客人平其價。據行人所要物數。先支官錢買之。如願折博入官物者亦聽。以抵當物力多少。許令均分賒請。相度立一限或兩限。

送納價錢。若半年即出息一分。一年納即出息二分以上。竝不得抑勒。云々

右の文を按ずるに、在京(京師の意)の諸行鋪、牙人を召して、本務(市易務)の行人、牙人、内行人(これは宮廷の行人と解すべきだらう)に充て、各自の所有物又は他人の産業(田地の意)、金銀を借りて、之を抵當とせしめて、客商の便利を計りて取引に關與せしむるとの意であるが、この場合の牙人は官牙と呼ばれたのでなからうか。因に、この文に於て、「如願折博入官物者亦聽」の主語は客人(客商)であり、「以抵當物力多少。云々。」の主語は本務行人(牙人)とせねば解されぬ。

私は官牙が唐代に既に存在せし明確なる記載を見せぬが、若し存在したとせば、宋代の如き性質のものと思ふ。宋代の官牙は原則として以上の如きものであつたらうが、勿論竊かに民間の牙人と同じく、庶民の取引に與つたことは疑を容れない。然し以上の所説は無論蓋然的假定であつて、今日の所明白でない。後日の考究に俟つ次第である。さはれ、唐代には私牙が多數であつて、決して傭僧の職が官に擗取されたとは認め難い。

註

(1) 宋の王觀國の「學林」卷四牙、衙の條には、牙と衙は同一にして、李濟翁が衙兵を以て誤となし、專ら之を牙兵と曰はんと欲せしは誤

なりと斷じ、許慎の「説文」には音語のみをあげ他音を收めざるも、衙の音牙なることを、春秋文公二年、晋公及秦師戰于彭衙の句に唐陸德明が衙音牙と注せしこと、漢書地理志、馮翊有衙縣とある句に、如淳が同じく衙は牙なりと注せしを引用し、「許慎説文止收語音豈牙音又出後耶」と詳に考證してゐるが、牙が衙の字に變轉した経路については言及してゐない。又宋の程大昌の演繁錄卷二牙旗牙門旗鼓の條ありて、牙旗牙門の由來に關する考證あるも、衙については一言もしてゐない。宋代の官職中の牙字が衙に變つた事は、稻葉氏の申される如く著明な事實であるが、悉く然かく變化したのではない。若し牙の字自體に嘲笑の意を帶ぶるに至つたとしたら、牙人の場合はいざ知らず、官吏の職名には全く廢除せられて了つたであらう。且つ第二章に引く、宋の洪邁の夷堅乙志卷七布張家の條には、昔救助された死囚が十年の久しき後報恩のため張翁を訪れて市に入つた際、公然衆駟の唯中に、自己の恩人に對して「張牙人在乎」と蔑視的言葉を口にしなかつたらうと察せられる。故に此の字の變化は單純なる音韻の轉訛と認むべきであらう。

(2) 舊唐書卷二百安祿山傳と新唐書卷二百逆臣列傳百五安祿山傳とはその文に若干の出入あるも、皆祿山が節度使の互市牙郎となつた事は見當らぬ。今煩を避けて、互市牙郎の個處のみを比較するに、彼の誕生幼時を叙した後、舊唐書には「……及長解六蕃語。爲互市牙郎。二十年。張守珪爲幽州節度。祿山盜羊事覺。守珪剝坐欲棒殺之。大呼曰。大夫不欲滅兩蕃邪。何爲打殺祿山。云々」と見え新唐書には「……及長伎忍多智。善億測人情。通六蕃語。爲互市郎。張守珪節度幽州。祿山盜羊而獲。守珪將殺之。呼曰。公不欲滅兩蕃邪。何殺我。云々」とあり、之に繋いで彼が守珪の用ふる處となつた次第を叙して居るが、唯互市牙郎と互市郎との相違あるのみで、決して節度使の牙郎となつたとは記してなく、それ以前その職にあつたと解すべきである。

(3) 私は未だ宋代に於て牙が單獨に仲買を意味する語として用ひられし文献を知らぬ。毎に形容語を伴ふものの如くである。宋の梅應發等撰開慶四明續志卷八の吳潜の奏狀文中には「上略緣船司例合抽解。多爲此間牙人喫誘。謂官司有厲禁。當爲汝密行貨賣。遠人不察其僞。多以付之姦牙。輒所匿。云々」とあり姦牙の語見るも、こは姦黠なる牙人の意にして牙は牙人の省略なること贅言を須ひず、而かも前行に牙人の語を記せる故、明白にその意通するのである。又宋の蘇轍の龍川略志卷四江東諸縣括民馬の條に「上略又曰。何從得馬牙人乎。曰。召猪牙詰之。則馬牙出矣。云々」(後出)とあり、馬牙は馬牙人にして、これ亦明白な文意である。單に馬牙と

獨立に使用しては牙人の意とは解せられない。且つ牙は形容的に用ひられ、牙人、牙僧、牙郎牙子とかに用ひらるべき事又啾々を要しない。されば既出の語の省略か、又は Context に因り一見明瞭なる以外には牙人の意には使用せられてゐない。

二、牙人の種類と牙税

唐宋時代には、如何なる種類の牙人が存在しただらうか。本問を遺憾なく考覈するは極めて困難にして、牙人の性質上、文献に現るゝこと罕であつて、晨星の如く散見する以外に、尙ほ若干のそれは存在したであらう。が兎に角、當時の商業状況並びに牙税の性質を推考し、併せて駟僧が牙門によりて行はれざりしを立證する上には重要事であつて、及ぶ限り廣搜博採せねばならない。此の意味に於て私は管見の及ぶ限り涉獵して見た。次に少しくそれを列擧して見よう。

駟僧の原義が説文の教ふる如く、馬の仲買でありしことは何人も熟知する所であるが、こは前代より引續きて、唐代にも存在せしは勿論のことであつた。玉堂閑話、市馬之條に、

洛中有大寮。世籍膏粱。不分牝牡。偶市一馬。都莫知其妍媸。爲駟僧所欺。曰。此馬不唯馴良。齒及二十餘歲。合直兩馬之資。況行不動塵。可謂馴良之甚也。遂多金以市之。僧既倍獲利。臨去又曰。此馬兼有楛棗牙出也。於是大喜。詰旦乘出。如鶩鴨之行。及至家矜街曰。此馬唯馴熟。兼饒得果子牙兩所。復召僧別

贈二千。

と見えてゐるが、牙人の語として現れしものには、唐薛用弱撰集異記寧王の條に、

寧王方集賓客。言語之際。鬻馬牙人麴神奴者。請呈二馬。寧王郎於中堂閱試步驟。毛骨形相。神駿精彩。座客觀之。不相上下。寧王顧問神奴曰。其價幾何。

牙人先指曰。此一千緡。次指曰。此五百緡。略下

とある。宋代のものとしては、蘇轍龍川略志四卷江東諸縣括民馬の條に、

予爲績溪令。適有朝旨。江南諸都。市廣西戰馬。江東素乏馬。每縣雖不過十餘匹。而諸縣括民馬。吏緣爲姦。有馬之家。爲之騷然。予謂縣尉惇愿曰。廣西取馬。使臣未至。事忌太遽。徐爲之備可也。吾邑孰爲有馬者。惇愿曰。邑有遞馬簿。歲月遠矣。然有無之實。尙得其半也。卽取簿封之。又曰。何從得馬牙人乎。曰。召猪牙詰之。則馬牙出矣。云々

と載せ馬牙人の語あり、又唐溫庭筠の乾驥子張登の條には、

南陽張登。制舉登科。形貌枯瘦。氣高傲物。裴樞與爲師友。樞爲司勳員外。舉公羣至投文樞才詆訶瑕譎登。自知江陵鹽鐵院會計到城。直入司勳廳。冷笑曰。裴三十六。大有可笑事。樞因問可笑之由。登曰。笑公驢牙郎博馬價。此成笑耳。

と見え誤脱のためか明譽を缺くも、張登が裴樞の凡庸のみを知つて、己が如き俊英の士を認め能はざるを、驢牙郎にして馬價を博するてふ婉曲巧妙なる譬喩を以て笑ひし次第を敘し、驢牙郎の語が見えてゐる。又宋の洪邁夷堅甲志卷十董白額の條には、

饒州樂平縣白石村民。董白額者。以僧牛爲業。所殺不勝。々云

とあり、僧牛の語あり、伊藤東涯はウシノバクラウと振假名したりしが、思ふに牛の賣買に與り、牙郎と同性質のものを意味する語であらう。以上は家畜に關する牙人であつたが、一轉して新唐書食貨志を窺ふに、

貞元中。盜鬻兩池鹽一石者死。至元和中減死。流天德五城。罇奏。論死如初。

一斗以上杖背。沒其車驢。能捕斗鹽者。賞千錢。節度觀察使以判官。州以司錄事參軍。察私鹽漏一石以上。罰課料。鬻兩池鹽者。坊市居邸主人市僧。皆論坐。

と見え、鹽に關する規定ありて、明かに鹽の牙僧も存在せしを知る。又絹帛及び一般織物の牙人も存在してをつた。宋孫光憲の北夢瑣言卷四に、

唐柳僕射仲賢鎮鄴城。有一婢。失意將婢於城都鬻之。蓋巨源使君。乃西川大校。累典大郡。宅在苦竹溪。女僧具以柳婢言導。蓋公欲之。乃取婦歸其家。女工之具悉隨之。日夕賞其巧技。或一日蓋公臨街窺窓。柳婢在侍。通衢有鬻綾羅者。

從窓下過。召婢就宅。盖公於東繖內。選擇邊幅。舒卷揆之。弟其厚薄酬酢可否。柳婢失色而仆。似中風。恙命扶之而去。一無言語。但令與還女儈家。翌日而瘳。詰其所苦。青衣曰。某雖賤人。曾爲柳家細婢。死則死矣。安能事賣絹牙郎乎。蜀都聞之。皆嗟嘆也。清族之家。率由禮。則盖公暴貴。未知士風。凡爲婢僕所譏宜矣。

とあり、即ちそは賣絹牙郎と呼ばれたのである。又宋洪邁の夷堅乙志^{七卷}布張家の條にも、

邢州富人張翁。本以接小商布貨爲業。一夕閉茶肆訖。聞有人呻痛聲。出視之。乃晝日市曹所杖殺死囚也。曰。氣絕復蘇。得水尙可活。恐爲邏者所見。則復死矣。張即索入門。徐解縛。扶置臥榻上。設薦席令睡。與妻謹視之。飼以粥餌。

雖子婦弗及。知經兩月瘡皆平能行。張與路費。未曉親送之。出城亦未嘗問其鄉里姓名也。過十年久。有大客。乘馬從徒。齎布五千匹入市。大駟爭迎之。客曰。

張牙人在乎。吾欲令貨。衆嗤笑。略下

と見え、此の一篇は、一死囚が瀕死の處を張翁に救助され、後改心して富を致し、拾年の後再び張翁を訪ふて、布五千匹の販賣を依頼し、茲に始めて己が素性閱歷を語つて、報恩の爲めその全代價を附與して拜訣して去つた。このため翁は富貲十千萬を起し、邢人呼んで布張家となしたといふ奇特な謝恩の物

語であるが、これに因つて織物の牙人が存在せしを推知し得るのである。更に宋の羅大經が著、鶴林玉露^{卷二}盜賊脫身の條に、

自古盜賊。如黃巢儂智高。敗績之後。皆能脫身自免。巢髡髮爲僧。題詩自贊。

有鐵衣著盡著僧衣之句。智高敗後。唯金龍衣在。或謂入海。或謂大理國。淳熙

間。江湖茶商相挺爲盜。推荆南茶魁賴文政爲首。文政多智。年已六十。不從曰。

天子無失德。天下無它釁。將以何爲。々云

とあつて、孝宗の淳熙年間、荆南の茶牙人賴文政なる老人のありし事を傳へてゐる。又續資治通鑑長

編^{卷三}哲宗の元祐元年二月癸酉の條(第三章參照)に見ゆる牙僧も茶の牙人であつた。南宋吳自牧の夢梁錄^{卷十}

米鋪の條には、

略上且言。城内外諸鋪戶。每戶專憑行頭於米市做價。徑發米到各鋪出糶。鋪家約

定日子。支打米錢。其米市小牙子。親到各鋪。支打發客。々云

とあり、米牙人の存在せしを教へて居る。茶、米の牙人は唐代にも勿論存在してはゐたゞらうが、私は

不幸にして知り得なかつた。尙ほこれ以外に、莊宅牙人なるものもあつた。宋王溥撰五代會要^{卷十六}市、周

の廣順二年十二月の條には次の如く見えて居る。

開封府奏。商賈及諸色人訴稱。被牙人店主。引領百姓。賒買財貨。違限不還。

甚亦有將物去後。便與牙人設計。公然隱沒。又莊宅牙人。亦多與有物業人通情重疊。將產宅立契典當。或虛指別人產業及浮造屋舍。僞稱祖父所置。云々

又宋の陳師道去非撰、後山居士詩話に、

揚蟠金山詩云。天末樓臺橫北固。夜深燈火見揚州。王平甫云。莊宅牙人語也。

解量四至。吳僧錢塘白塔院詩曰。到山吳山盡。隔岸越山多。余謂分界塚子語也。

と見えてゐる。唐宋時代の莊園の發達程度を攷ふれば、如何に之を取扱ふ牙人の多數存在せしかゞ察知せられるのである。彼等は莊宅に限らず一般の家屋、田地の賣買周旋に關與したのである。これに就いての文献を今少しく掲げよう。唐鄭還古撰博異志、敬元穎の條は、天寶年間陳仲躬なるものが數千金を携へて、洛陽清花里に假居せる際、其の屋敷の井戸に沈みし古銅鏡に絡はる怪異を志せるものであるが、古鏡の化身なる敬元穎と自稱せる美女と陳との對話を敍したる條に繋いで、

明晨忽有牙人叩戸。兼領宅主來謁仲躬。便請仲躬移居。夫役並足。到齋時。便到立德坊一宅中。其大小價數。一如清化者。其牙人云價契書。一無遺闕。並交

割訖。下略

とあり、文義よりして、この牙人は家屋のそれなりしを容易に知らるのである。又宋洪邁の夷堅乙志五張九罔人田の條には、

廣都人張九。典同姓人田宅。未幾。其人加質。囑官。儉作斷骨契以罔之。明年又來就賣。乃出先契示之。其人抑塞下得語。徐謂之曰。願爾子孫似我欲語言而不得。灑淚而去。是年秋張有孫。語下出而死。至冬其子病傷寒。失音亦死。又一年身亦如之。

の記載あり、田宅横領の業報三世をして非業の死を遂ぐるに至らしめし物語を傳へてゐる。

更に眼を轉じて、奴僕、妾婢等の賣買周旋を業とせし牙人に關する文献を舉げて、如何に當代に奴隸の需要が多であつたかを窺ひ見よう。新唐書卷百七十五張又新傳に、

略上嘗買婢遷約。爲牙儉搜索陵突。御史劾舉。逢吉庇之。事不窮治。

とあり、唐大詔令集卷第五改元天復赦の條に、

典賣奴婢。如勘問。本非賤人。見有骨肉證驗不虛。其賣主並牙人等。節級科決。其被抑壓之人。便還於本家。委御史臺。切加察之。

と見えて、奴婢牙人に關する法令を載せてゐる。又宋周密の癸辛雜識前集、鄭仙姑の條に、

瑞州高安縣旌義鄉鄭千里者。有女定二娘。已酉秋。千里抱疾危甚。女刲股和藥。疾遂瘥。至次年。女出汲井之次。忽雲湧於地。不覺乘空而去。人有見若紫雲接引而昇者。於是鄉保轉聞之縣。縣聞之州。乞奏於朝立廟。旌表以勸孝焉。久之

未報。然鄉里爲立仙姑祠。禱祈輒應。遠近翕然趨之。作會幾數千人。明年苦旱。士復申前請。時洪起畏義。立爲宰。頗疑其有他因。閱故牒。密遣縣胥廉其事。適新建縣有關氏者。雇一婢。來歷不明。且又旌義人。因呼牙儉。訊。卽所謂鄭仙姑也。蓋此女初已定姻。而與人有姦而孕。其父醜之。遂宛轉售之。傍邑乃設爲仙事以掩之。利其施享之入以爲此耳。黎謝自然華山女詩。蓋亦可見。然則世俗所謂仙姑者。豈皆此類也耶。

とあり、宋の慶元黨禁。著者不詳にも、

略上 侂冑有愛姬。小故而出。錢塘知縣程松聞之。亟賂牙儉。以八百千市之。至則

盛供帳舍之中堂。夫婦上食。事之甚謹。姬惶恐莫知所爲。云々

とあり、宋の李元綱編、厚德錄卷一にも、

江南有國日。有縣令鍾離君與鄰縣令許君結婚。鍾離女將出適買一婢以從嫁。一日其婢執箕箒治地。至堂前。熟視地之窳處。惻然淚下。鍾離君適見。怪問之。婢泣曰。幼時我父於此穴地爲毳窩道。我戲劇歲久矣。而窳處未改也。鍾離君驚曰。而父何人。婢曰。我父乃兩政前縣令也。身死家破。我遂落民間。而更賣爲婢。鍾離君遂呼牙儉問之。復咨於老吏。具得其實。是時許令子納采有日。鍾離

君遽以書抵許氏。而止其子。且曰。吾買得前令之女。吾特憐而悲之。義不可久辱。當輟吾女之奩篋。先求壻以嫁前令之女也。更俟一年。別爲吾女營辨嫁資。以歸君子可乎。許君答書曰。遽伯玉耻獨爲君子。君何專仁義。願以前令女配吾子。然後君別求良配以嫁君女。於是前令之女卒歸許氏。此等事前輩之所常行。

今則不復得而見矣。出魏秦東軒筆錄

と見えて、奴婢の賣買に與るを職とした牙僧があつた。それにつけても鄭仙姑なる飛んだ親孝行娘の物語は、人生の皮肉なる一面を暴露し、鍾離君の人情に厚い行爲は洵に感ずべきことではない歟。又東京夢華錄卷三雇覓人力の條には、

凡雇覓人力幹當人酒食作匠之類。各有行老。供雇覓。女使卽有引至牙人。

とあり、夢梁錄卷十顧覓人力の條にも、

略上如府宅官員豪富人家。欲買寵妾歌童舞女廚娘針線。供過麤細婢妮。亦有官私牙嫂及引置等人。云々

と見え、官私兩様の牙嫂が存在した。牙嫂は一に牙婆とも呼ばれた。南宋末の人陳元靚の事林廣記卷七婦戎私交易の條には、

略上又有尼姑道姑牙婆及婦人以買賣行術爲名者。皆不可令入內宅。云々

とあり、更に宋人の作と認むべき「爲政九要」正内第三「居家必用事類全集辛」にも、
三姑者。卦姑。尼姑。道姑。六婆者。媒婆。牙婆。錯婆。藥婆。師婆。穩婆。斯名三刑六害之
物也。近之爲災。遠之爲福。

とあり、牙婆の語を載せ、その社會に禍を及ぼしし事を述べてゐる。これに關連して女僧なる語がある。

こは其の用例上より推して、本邦の女衞(後世の判人)の如きものであつた。宋の王明清、玉照新志四に、

王盤安國。合肥人。政和中爲郎。京師其子婦有身。訪乳婦。女僧云。有一人丈
夫。死未久。自求售身。安國以三萬得之。又三年。安國自國子司業丐外得守宛
陵。挈家之官。舟次泗州。一男子喝于轎前云。乳婢之夫也。求索其妻。安國驚
駭。欲究其詳。忽不見。歸語。乳婦亦愕然無說。至夜乳婢忽竄去。遍索不可得。
詰旦舟尾乃見尸浮於水面。

と見え、洪邁の夷堅甲志第十卷婦人三重齒の條には、

鄭公肅右丞雍姪某。家于拱州。時京東饑。流民日過門。有婦人。塵土其容。而
貌頗可取。鄭欲留爲妾。婦人曰。我在此飢困。不能行。必死於是。得爲婢子幸
矣。乃召女僧。立券盡以其當得錢。爲市脂澤衣服。婦人慧而麗。下略

とあり、周密の癸辛雜識前集卷下韓平原姓王にも、

王宣子。嘗爲太學博士。適一婢有孕。而不容於內出之。女[○]僧之家。韓平原之父。同鄉。與之同朝無子。聞王氏有孕婢在外。遂明告而納之。未幾得男。卽平原也。と見え、嚮に引きし孫光憲の北夢瑣言にも見え、女僧の語は層々諸書に現れて居る。蓋し唐宋の文献には、「買妾」「買婢」の語散見するのであるが、縉紳富豪は斯かる牙人の手に依つて容易に覓め得たのだらう。而して當代には一面奴隸が重要なる意義を有してゐたのである。唐代に於ては田圃・莊田の耕作は主として奴僕の勞力により行はれ、宋代に至つては淺く小作人の手に移りゆきしが、依然その使用は多かつた事は否めない。爲めに奴婢の賣買は極めて盛行し、取締も嚴しく、牙人の數は相當に上つてをたのであらう。奴婢牙人の場合ではないけれども牙人間には既に「行」と呼ばるゝ組合の發生すら見たのである。こは唐代に濫觴ありと思ふが、文献に初見する限りでは、五代會要^{卷二十六}市、周の廣順二年十月の開封府の上奏文中に、

祇仰牙行人店主。明立期限。勒定文字。遞相委保。々云

とある。加藤博士は「唐宋時代の商人組合」行に就いて「なる論文中に此の記事を甫めて指摘せられて、「此れは私の知る限りでは牙行といふ語の初見である。牙行人とは上に掲げた茶籠人、線絹行人などと同種類の語で、牙僧組合人の意であらう。」

と申されて居る。私も齊しく牙僧組合人と解するものである。若し「行」の字を「商」の意と解して仲

買商人とせるならば、それは牙人と全く同意義であつて、態々同一文中に牙人、牙行人と區別して記す必要がないからである。加之、唐代には既に「行」の字に因つて組合をも意味して居つたからである。其の詳細なる考證は前述の加藤博士の論文中に見ゆるを以て、茲には例證を擧げない。されば稻葉氏が、「同時、牙人の店舗を指して「牙行」といつたのである。牙行の名は、宋代に始まるかと思はるゝけれども、未だ知見せない。知れる範圍では、元史の世祖本紀、至元二十三年の條に「六月詔して商税を減じ、牙行を罷め」云々とあるから、遅くも宋末元初に於てこの名稱のあつたことがわかる。蓋し店舗を「行」と呼ぶことは、南宋以來の俗稱であつたからである(夢梁錄)。「支那社會史研究二四三頁」と云はれてゐるのは當らない。尙ほ同氏が、

「牙僧制度が發達してから、政府向きでは、單に彼等を「市牙人」と呼び、(後唐、天成四年趙燕奏條―冊府元龜)やがて「牙人」と呼んだ(文献通考食貨、乾通七年戶部言)。(同上參看)

と申されて、時代的に名稱の變遷を説かるゝも、こは少しく早計に失した斷定である。牙人の語が宋代は言はずもがな、既に唐の徳宗、玄宗の頃にも用ひられ、牙僧、牙郎、牙人が(牙子は南宋以後の俗稱であらう)殆んど並び用ひられて、何れを先後と遽かに定め難いのである。敘述が稍々岐路に互つたが、今少しく牙人の種類を考察しよう。以上列擧した諸文献は皆國內商業に與りし牙人であつたが、然らば外國(諸蕃)との互市貿易には彼等は關與しただらうか。若し存在したらそは何と呼ばれたか。資治通鑑

卷二百 唐紀三十開元二十三年の條に、
十四

安祿山者。本營州雜胡。初名阿鞞山。其母巫也。父死母攜之。雨適突厥安延偃。會其部落破散。與延偃兄子思順俱逃來。故冒姓安氏。名祿山。又史罕于者。與祿山同里閭。先後一日生。及長相親愛。皆爲互市牙郎。以驍勇聞。云々
と見えて、互市牙郎なる語を載せてゐるが、又蕃市牙郎とも云はれたことは、安祿山事蹟に見え、そは一つに又「蕃牙郎」とも呼ばれた。蘇轍の龍川別志卷下に、

儂智高。自邕州敗。奔南詔。西南夷聞之。聲言智高將借兵南詔以入蜀。時知成都程戡。適罷去。轉運使高良夫。權知成都。得報大恐。移檄屬郡。勸民遷入城郭。且令遂縣添弓手。蜀人久不見兵革。懼甚洵洵待亂。文潞公爲長安帥。知兩蜀無武備。卽車載關中器甲入蜀。蜀人益懼。朝廷遣張安道出師成都。於道中見所運關中器用。卽令所至納下。仍罷所添弓手。蜀人聞之。皆安歸田畝。公徐問智高入蜀之報。本雅州蕃牙郎號任判官者所爲。遂呼至成都。詰其敢虛聲、動搖兩蜀情狀。將斬之以徇。任震恐伏罪。略下

と見えて、蕃牙郎の任判官と號する者が、儂智高蜀を襲ふと流言蜚語をなし、蜀人を不安動搖せしことが見えてゐる。此の蕃牙郎は恐らく西藏との互市(中國よりは茶や絹、西藏よりは沙金等を相通じた)に

從事したものと思はれる。之と併せ考ふべきは、南宋の憂國詩人陸放翁の老學庵筆記に見ゆる蠻判官の記事である。少しく長文であるが、蠻族の狀髣髴たるものあるが故に全文を掲げる。即ち同書^{卷三}に、

筇竹杖蜀中無之。乃出徼外蠻崗。蠻人持至瀘敘間賣之。一枝纔四五錢。以堅潤細瘦九節而直者爲上品。蠻人言語不通。郡中有蠻判官。爲之貿易。蠻判官蓋郡吏。然蠻人懾服。惟其言是聽。太不直則亦能羣訟于郡庭而易之。予過敘訪山谷故迹。于無等侍佛殿西廡有一堂。羣蠻聚博其上。骰子亦以骨爲之。長寸餘而匾。狀若牌子。折竹爲籌。以記勝負。劇呼大笑。聲如野獸。宛轉氈上。其意甚樂。推髻獠面。幾不類人。見人亦不顧省。時方五月中。皆被氈毳。臭不可邇。

と見え、蠻判官なる郡吏があつて、蜀人と蠻人との筇竹の杖の交易媒介を行つたことを傳へて居る。後者はその官名を以て呼ばれた例であり、前者龍川別志に見ゆる蕃牙郎はその職名を以て呼ばれたものと解せられる。蕃牙郎の任は、判官と號してゐるが、事實左様であつたかどうかは審にし得るよすがはないが、若し事實とせば、彼は郡吏にして判官の官名を有したのだらう。唐代にかゝることありしや否やは未だ究めてゐない。又宋史^{卷一百八十六}食貨志^{第一}三九食貨^下八商稅の項には、

^上略 李憲言。蕃賈與牙儈私市其貨。皆由它路避稅入秦州。^{云々}

と見えて、陸路互市に携りし牙儈が、蕃賈と結託して脫稅幫助をなせし事が知られるのであるが、開慶

四明續志^{八卷}の蠲免抽博倭金の條の記事によりても、海外貿易に携りし牙人のあつた事を知り得る。

以上を要約してみるに、唐宋二朝の文獻上に現れし牙僧の種類は、米鹽茶織物莊宅奴婢雜畜蕃貨柴炭等に關するものであつて、これ等以外に尙ほ若干のそれは存在した事は敢へて贅言を要せずして明白である。此の推定を確實にすべき傍證は、唐會要^{卷八}元和五年十一月の敕、及び五代會要^{卷二}市、後唐天成元年十一月二十一日の敕等である。而して吾人の當然存在すべきと推測せるものは大體存在して居つた様である。次に種類と關連して、極めて資料の乏しい牙税に就いて、その性質を究明して見よう。

唐代には牙税に就いての記録は未だ目撃しないが、尠くとも宋代の牙税は後世の營業税と同性質に解し得るやが問題である。稻葉氏は五代後唐天成四年趙燕奏條(冊府元龜)に見ゆる、「切に見るに、京城人、莊宅を賣買するに宮中の印紙を要し、價格一貫文につきて契税二十文を抽し、その市牙人は一貫文につき一百文を收む。かくては甚だ貧民を苦しましむ。請ふ條理を行はん。」とあるの記事を引用せられて、莊宅牙人に課せられし一種の税ありしを述べられてゐるが、果して右の文を然かく解し得るだらうか。恐らく氏が「牙行に對して課税した云々」と呼ばれるのは、「その市牙人は一貫文につき一百文を收む。」の記事よりしてであらうが、これは市牙人が *commission* として賣買高一貫文につき一百文を得たといふのであつて、牙人に對する政府の課税をいふのではない。課税の具體的方法に關しては一の文獻だになが、右の古き方法が踏襲されて居たことは洪邁の容齋續筆^{卷一}田宅契券取直の條にて知られる。然れば

賣買當事者にとつては取引税の一種にして、不動産轉賣の際に、價格の大小に従つて課税の多寡が決定せられ、同時に買者はその所有權の保障を得、従つて登録税の性質を有してゐたのだらう。而して此の事實を尙ほも雄辯に物語るものは、宋代の記録に見ゆる牙税は皆田宅の場合に限られて居ることである。建炎以來朝野雜記卷十經制錢の條に、

建炎三年冬。遂命東南八路提刑司。收五色經制錢。赴行在。一榷茶酒錢。二景添

賣糟錢。三增添田宅牙稅錢。四官員等請受頭子錢。五樓店務添收三分房錢。十月

と見え、田宅牙稅錢とありて田宅に關する牙稅を掲げてゐる。同書田契錢の條には、

略先已詔牙稅外每千。收勘合錢十文。紹興五年三月後又增三文。並充總制窠名。十七年而

牙稅勘合之外。每千又收五十六文。云々

とあるは田宅牙稅錢の省略されたものであり、李心傳の建炎以來繫年要錄卷十八建炎三年戊戌の條に之と同文の記載がある。そうして前記建炎以來朝野雜記の文意を簡略に記せるものと思はるゝ鶴林玉露卷七經制錢の條には、

宋宣和中。大盜方臘擾浙中。王師討之。命陳亨伯以發運使。經制東南七路財賦。

因建議。如賣酒鬻糟商稅牙稅。與夫頭子錢樓店錢。皆少增其數。云々

とあるも同じく田宅牙稅錢と解すべきであらう。又宋の周惲の清波雜志卷六に、

糊比較酒務及收頭子牙契等錢。號經制錢。以助軍費。宣和末。陳亨伯宣起請也。
後至紹興五年。倣此亦收總制錢。々云

と見え、牙契錢と云つてゐるのも田宅の場合であらう。更に宋陳襄撰「州縣提綱」卷三禁告訐擾農の條には、

頑民健訟。事或干己。猶有可諉。事不干己。可不力懲。且昌占逃絕戶產。若匿
牙稅之類。在法固許人告。々云

とあり、此の牙稅も亦田宅牙稅錢なること一見明瞭である。何となれば、戸産は田宅の意なるからである。

以上の諸文に就いて考ふるに、皆田宅賣買の際に徵收されしものの如くである。念ふに、不動産は所有權の確保を必要とするが故に、他財の賣買とは自ら類を異にし、登録は官民共に利とする所である。然らば牙人に對して政府は如何に課稅したか。一般商稅と同一に取扱つたか、將亦賣買ある毎に稅を徵收したか。

又宋史卷百八十六食貨誌下市易の條に見ゆる、

淳熙元年。罷市會司。詔臨安府及屬縣。市易儉保錢。減十三五。七年諸路州縣。
交易儉保錢。亦以十分爲率。與減五分。

の市易(交易)儉保錢の詳細なる性質は如何等は全く明かならず、官許牙行の發生時期の問題と共に、切

に今後の攷究に俟たねばならない。

然し尠くとも宋代の牙税は營業税ではなく、登録税なりと曰はなければならぬ。

註

- (1) 清段玉裁、說文解字注、第十篇上參照
- (2) 伊藤東涯、名物六帳、第二帖人參照
- (3) 唐宋五代の軼事を載せたる北夢瑣言の著者は五代の人と記せしものあれど、私は四庫全書簡明目録卷十四子部十二の説に従つて宋代のものとする。然し何れにしても「賣絹牙郎」なる職は唐五代にも存在した事疑ないのである。
- (4) 文學博士、加藤繁先生「唐宋榷坊考」(東洋學報第十二卷第四號第一章、註五)參照
- (5) 同「唐宋時代の商人組合」(行)に就いて(東洋史論叢所收、三一八頁)參照
- (6) 牙子の語は南宋吳自牧の夢梁錄を初見とする。蓋し名詞の語尾の子、兒は南宋以後の俗語に附せられし無意味の助辭である。但し茲に注意して置き度いことは、牙子は必ずしも毎に牙儉の意にのみ用ひられなかつたので、本義なる齒牙の意にも亦用ひられた。南宋より元代に互る人、陳元靚の事林廣記卷八諸餘禁忌の條には、
早起不可刷牙子。蓋刷牙子皆馬尾爲之。極是損齒。今時取牙藥。多用馬尾燒灰。蓋馬尾大能腐齒齦。
とある。今日俗語にて齒磨楊子を刷牙子と云ふが、此の場合の刷は動詞として讀むべきである。又西廂記第一本第二折に、
〔尾〕嬌羞花解語。溫柔玉有香。我和他乍相逢。記不真嬌模樣。我則索手抵著牙兒。慢慢的想。〔下〕
とあり、牙兒は牙子と同義であるが、唯此の場合は頰の意に轉用せられたに過ぎないのである。
- (7) 本文に檢索掲載した以外に、尙ほ若干の牙人の存した事は、次の諸記録に徴しても推測し得る。先づ唐會要卷八元和五年十一月の敕に上略應諸色賣買相當後。勒買人面付賣人價錢。如違牙人重杖二十。とあり、應有の賣買に牙人の立會つた事が記されてゐる。又五

代會要卷十六市、後唐天成元年十一月二十一日の敕に、在京市肆。凡是絲絹斛斗柴炭。一物曰上。皆有牙人。と見ゆるにても察せらる。私は嘗て、金聖嘆本水滸傳第三十六回、沒遮瀾追趕及時雨。船火兒夜鬧潯陽江。の章に賣魚牙子の語ありしを見た。知らず、何れの世より在りしか。更に又伊藤東涯の「名物六帳」第二帖二帖人品箋三三に書僧の語をあげフルホンヤと振假名し、宋張瓊書斷宋張瓊書斷 京師書僧係盈者。名甚著。と記してゐるが、書僧は本邦徳川期の所謂セドリ（書籍の仲買）にしてかく振假名すべきであらう。而して私に惶勿の間途に此の書を檢索し得なかつた。唐代に既にありしや否や。

(8) 此の文献の所在は加藤博士の御垂示に據る。

三、牙人に關する法規

牙僧に關する法規が Das Gesetzbuch 中に收められたのは明律を以て始とするが、唐宋二朝には然らば牙僧は如何なる法令に因つて律せられたかを闡明せば、自と牙人の性質や商業組織が明瞭となることであらう。それには先づ牙人が遺した事蹟を一應瞥見して置く必要がある。そうして私の寓目せる若干の重要法規を指摘して見よう。

商業史上に於ける牙人の意義は極めて重要であつて、それには支那の特異な商業組織——客商の發達、市の隆盛——にその本源的理由が存するのであつて、史上に散見する牙僧の姦黠にして、屢々客商や需要者を當惑せしめし事實あるにも拘らず、撲滅は不可能にして、近世までも存續して來た點は全く此の間の消息を語るに外ならない。(尤も元明以後は私牙は禁止され、れその取締嚴重であつたが)

實際牙人の行迹として諸文献に見ゆるのは姦惡、匿税、不正品賣買等のみの罪惡を犯してゐると言つて過言ではあるまい。嚮に引きし新唐書食貨志に見ゆる規定によつて、官鹽を私に鬻ぐことに與りし市僧のあつたことが知られる。又宋の王溥の五代會要卷二市、周の廣順二年十二月の條には、

開封府奏。商賈及諸色人訴稱。被牙人店主。引領百姓。賒買財貨。違限不還。

甚亦有將物去後。便與牙人設計。公然隱沒。又莊宅牙人。亦多與有物業人通情重疊。將產宅立契典當。或虛指別人產業及浮造屋舍。僞稱祖父所置。

と見え、店主（本邦中古の津屋、問丸業者の如きもの）と牙人とが相結び、客商の財貨を掛買して還さず、又は計を設けて公然隱沒して暴利を貪つたり、別人の田宅を賣却したりしたのであつた。又脱税せし記録としては、宋史卷一百八十六食貨志下商稅の條に、

略上李憲言。蕃賈與牙僧私市其貨。皆由它路避稅入秦州。々云

とあるは宋代蕃賈が牙僧と結託して共に税を避けた記事であつて、實にかゝることは頻々であつたらう。又宋の陳襄撰の州縣提綱卷二禁告訐擾農の條には牙税を匿すの記事が見え（第一章參照）、惟ふにこは宋代のみに然るにあらで、唐代に若し牙税行はれしならば、矢張盛なものであつたと察せられる。又同書卷一防吏弄權の條を見るに、

胥吏之駟僧姦黠者。多至弄權。蓋彼本爲賂賂以優厚其家。豈有公論。若喜其駟

僧而稍委用之。則百姓便以爲官司曲直皆出彼之手。彼亦妄自誇大以驕人。往往事亡巨細。俱輻湊甚。至其門如市。而爲立地官人者。彼之賄日厚。而我之惡名日彰。殊不知官長本不知也。風事宜自察其寔。自執其權。不可拘吏。

とあり、駟僧の如何にも權を弄して人に驕りし狀が察知せられる。宋の梅應發等撰、開慶四明續志卷八獨免抽博倭金の條には、

倭人昌鯨波之險。舳艫相銜。以其物來售。市舶務實司之。然藉抽博之人。入裨國計。硫黃板木而已。金非所利也。倭金懷袖所携銖兩幾何。而官吏之虐取。牙僧之控扼。卒使之乾沒焉。非朝廷懷遠意。云々

とあるは、日本商人舶載の黄金に對する官吏の虐取、牙僧の控扼等の弊害を語るものである。蓋し遠來の商胡の齎す商品に對しては、互市牙郎(蕃牙郎)は胡人の土地不案内又は不慮の困窮等に乗じて暴利を博したことは容易に推測される。然しこの時代支那に遊んだアラブ人の紀行中などには、これについての記録はない様である。②次に法規について一言する。舊唐書卷四十八食貨志第二十八食貨上の貞元九年三月二十六日の敕には、

略上自今以後。有因交關用欠陌錢者。宜但令本行頭及居停主人牙人等。檢察送官。如有容隱。兼許賣物領錢人糾告。其行頭主人牙人。重加科罪。府縣所由祇承人

等。並不須干擾。云々

と見えて、貞元年間、居停の主人と牙人や行頭をして欠陌錢の使用者を檢察して官に送らしめ、之に違犯する時は、重く科罪を加ふる旨の規定が出て居る。又舊唐書卷四十九食貨志下に建中四年六月戸部侍郎趙贊の請言に曰ふ。

天下公私。給與貨物。率一貫舊算二十。益加算五十。給與它物。或兩換者。約錢爲率算之。市牙各給印紙。人有買賣。隨日署記。翌日合算之。有自貿易不用市牙者。給其私簿。無私簿者。投狀自集。其有隱錢者。沒入二千。杖六十。告者賞十千。取其家貲。法既行。而主人市牙得專其柄。率多隱盜。公家所入。會不得半。而怨譟之聲。囂然滿於天下。〔文獻通考卷十征權考六、唐會要卷八十四雜稅參看〕

こは德宗の建中年間に牙人をして市場に於て賣買當事者より税を徵收せしめし規定である。又唐會要卷八十八雜錄、元和五年十一月の敕に、

應中外官。有子弟凶惡。不告家長。私舉公私錢。無尊長同署文契者。其舉錢并保人。各決二十。仍均攤貨納。應諸色買賣相當後。勒買人面付賣人價錢。如違牙人重杖二十。云々

と見え、憲宗元和五年(八一〇年)には取引關與の牙人が、買人を勒して賣人にその價錢を面前にて支拂

ふ様にせざる時は、重杖二十に處せらるべき旨を規定して居る。蓋し牙人の不正防止の一策であつたらう。又既に引きし唐大詔令集卷五改元天復赦の條文には、

典賣奴婢。如勘問。本非賤人。見有骨肉證驗不虛。其賣主并牙人等。節級科決。其被抑壓之人。便還於本家。委御史臺。切加察之。

と見え。奴婢典賣するの際、その者賤者にあらずして肉身の驗證眞實なるものあれば、その賣主、牙人は處斷せられ、抑壓せられし奴婢は本家に還すべき旨を規定してゐる。五代會要には可成詳細なる規定あれど、難解な點あるを以て今は掲げない。又宋の神宗の元豐五年に出でたる詔については第一章に紹介した通りであつた。「文獻通考卷二市糶考一」

又同じく文獻通考卷十征權考六、孝宗乾道七年戶部の言に、正稅錢の記述があり聊か牙人に關する文が見えてゐる。又第二章に論及せし如く、市易僮保錢に關する規定が宋史卷百四食貨志下市易の條に見え、更に加藤博士の御垂示された文獻であるが、續資治通鑑長編卷三哲宗の元祐元年二月癸酉の條には、茶業に於て、茶商が官より錢糧を借りる際に、牙僮をして保證せしめし規定が見えてゐる。

詔戶部郎中黃廉梅川路茶法言。……蜀地陋而陘。茶之所出。不過數十州而已。每歲春。官司預以券給借錢糧。必以牙僮保任之。及輸入之日。驗引交稱。又牙僮主之。故其費於牙僮。又不知幾何。

以上の外に尙ほ同書に牙人に關する記事あるも、直接法規と關係はない故今は擧げない。唯同書卷二百三十六神宗の熙寧五年閏七月丙辰の條に。

今修市易法。即兼并之家。以至自來停客之人。並牙人皆失職。云々

とありて、市易法を修めたるの結果、豪商はもとより牙人まで職を失はなければならなくなつた事を傳へて居る。王安石が神宗に寵用せられて行つた新法中の一經濟政策なる市易法は、人民の貨物にして販路無き時は人民の希望に依り、官之を買上げ、官は適宜之を賣却して利を收むるの法なることは申す迄もないが、此の場合には庶民と政府との商行爲には、一般の牙人及び兼併の家を経ずして行はれし結果、失職者の増加を見たのだらう。

註

(1) 明律卷十十戶律七、市廩私充牙行埠頭、把持行市の諸條、同書卷五五戶律二、田宅典賣田宅の條、卷八八戶律五、課程、阻壞、鹽法の條、船商匿貨の條を看らるべし。

(2) Reynaud: *Les Relations des Voyages faits par les Arabes et les Persans dans l'Inde et à la Chine.*
Renandof: *Ancient Accounts of India and China by two Mohammedan Travellers.* (1910. Tokyo)
右の二書及び元代についての記録にはあるが、かの

Yule and Cordier; *Travels of Ser Marco Polo.*

中にも、skip over した處では、支那の牙人に就いて記載がない様である。

四、牙人の職能

以上縷々述べたる以外に吾人の看過し難い問題は、牙人が當時の商業組織に如何なる關係を有したかである。即ち牙人の職能は如何なるものであつたかを闡明しなければならぬ。私は從來牙人を時には單に仲買なる名稱に依つて呼んで來たが、本邦徳川時代經濟史上の仲買及び今日の意義に於けるそれと同一性質の者であつたらうか。此の點を明白にする爲めには唐宋時代の商業組織、換言すれば客商、市、問屋、坐賈との關係に就いて考察しなければならぬ。徳川時代に於ては、生産物は問屋、仲買、牙僧スワイの三階段を経て小賣商人に渡り、更にそれより直接消費者に供給せられるを常とした。而して本邦に於ける牙僧は實に問屋と仲買との間の商行爲に關與したのであつて、支那の牙僧とは自ら相異して居る。後者は遙かに廣汎な活動を營んだのである。即ち客商から店主へ、又は小賣商人へ、或は異例ではあらうが直接消費者へと貨物買賣の媒介をなしたのであつた。此の事は第二章に引用したる諸文獻を覽らるゝならば自と判明するであらう。北夢瑣言、集異記の場合は直接消費者への例であり、夷堅乙志卷七布張家の條に、

略上過十年久。有大客。乘馬從徒。齎布五千匹入市。大駟爭迎之。客曰。張牙人
在乎。吾欲令貨。衆嗤笑。爲呼張來。張辭曰。家貲所有。不滿數萬錢。此大交

易。願別擇豪長者。客曰。吾固欲煩翁。但訪好鋪戶賒與之。以契約授我。待我還鄉復來。索錢未晚。張勉如其言。々云

とありて、十年前の一死囚が張牙人を訪れて布五千匹の賣却を依頼したる處、家貲僅少の故を以て謝絶したるに、某は「他に適當な好い鋪戶を求めて。之に掛賣し、自分の還郷して復至るの時價錢を索めても宜しいから、賣却して呉れる様」再び頼んだ云々の物語は、牙人が坐賈に布を賣却した一例である。蓋し鋪戶は商店の意と解すべきであるからだ。そうして茲に尙ほ注意すべきは、張が客商某の依頼に對して、「家貲有する所數萬錢に滿たず。此の大交易願くは別に豪長なる者を擇べ。」と云つて居ることである。此の一篇の物語は極めて興味深いものなのであるが、同時に、經濟史上重要な文獻である。これによれば時として、牙人は賣却依頼の貨物に對して自ら代金を支拂ひ、改めて自己名義によつて直接の取引をなしたのであつた。これ全く我國の間屋と同一である。而して左の文獻は加藤先生の御垂示下されたのを引用させて頂くのであるが、宋史卷三十一林據傳に、

上略 尋召爲開封尹。大○臚○負○賈○錢○。久○不○償○。一○日○盡○輦○當○十○錢○來○。賈○疑○不○納○。臚○訟○之○。

據馳詣蔡京門曰。々云

とあるが、「大臚負賈錢」を如何に解すべきだらうか。客商の貨物を賒買せる際の價錢と解せられぬこともない。これが許容されるれば、矢張牙僧が直接客商に代價を支拂ふ事實が行はれた一證左ともなるので

ある。が兎に角夷堅乙志の例は動かし得ぬ事實である。

又五代會要^{卷二十六}市、周の廣順二年十二月の條の文は牙人と店主とが相結託して客商の財貨を百姓をして賒買して還さしめず、又は公然隱没した記事であるが、これによつて判ずると、牙人が客商と店主との間に立つたことが知れる。思ふに客商は貨物を携帶して他郷に至れば、牙人が媒介者となつて、その財貨の種類に因りて或は小賣人に、又は消費者等に賣捌いてやつたのである。扱て、茲に店主の解を試みて見たい。然しこの點は既に加藤博士が「唐宋時代の倉庫に就いて」なる論文中に精細に御考證せられてゐるが故に、次に引用するを許され度い。

…店主は居停主人と同じ意味に解す可きであらう。此くの如く、倉庫業者若しくは倉庫旅館兼業者をして牙人と共に欠陌錢を用ひるものを取締らしめたことや、彼等が牙人と相結んで姦利を貪つたことが傳へられて居るが、此れは當時倉庫業者等が牙人と共に客商の貨物賣捌に關與しつゝあつた爲めであらう。現在、支那には客棧と呼ぶ倉庫旅館兼業者があつて、其の中には往々客商の爲めに周旋して口錢を收めるものがあると聞くが、斯かる慣習は唐代に於て既に存在したことであらう。

即ち問屋の萌芽である我國中古の津屋問丸の如きものが丁度居停の主人の職能に當るものであらう。居停といふ語は先生の高見に據れば、人を泊める場合にも貨物を預る場合にも用ひられたのであつた。而して客商は交通機關の不充分なる時代の常として自己の貨物を携帶した。従つて此の時代に於ける倉庫

業の發達は驚嘆に値するものであつて、耐得翁の都城紀勝、坊院の條、並びに此の文を敷衍せる所の吳自牧の夢梁錄卷十場房（坊に同じ）の條を讀みし者は、容易にその設備の完備せることを首肯し得るのである。⁽³⁾そうしてそが邸、店、樓、廊、堆垛場、場坊等の語を以て呼ばれたることの詳細なる考證は前記加藤博士の論文中に見えてゐる。尙ほ牙人が保證する場合、客商は坐賈に對して賒賣することも行はれた。吏堅乙志の布張家の例はその一つである。

次に吾人の推量を許容さるゝなら、吾人は牙僧が「市」にも關係して客商の便宜を計つたことと思ふが、私は未だ之を立證し得べき文獻を知見しない。尤も茲に云ふ市なる語は主として藥市、蠶市、瓦市、等の定期市（日市）を指してゐるのであつて、唐代市制が崩壞して市が行（商）の意に用ひらるゝこと盛に至つた宋代に於ける市を申すのではない。⁽⁵⁾後者の場合には勿論牙人が關係してゐたのであつて、夢梁錄卷十米鋪の條はこれが證左である。「市」に關する明確な概念を一言する必要があるが、他日加藤博士の御發表があると思つてゐるから詳述はしない。

更に牙人を中心として當代の商業狀態を研究すべき若干問題が取殘されてゐるであらうが、それは他日、元明以後の牙行に就いて論ずるの時、併せて考究したいと思ふ。

註

(1) 本篇第三章參照

(2) 文學博士、加藤繁先生「唐宋時代の倉庫に就いて」(史學第四卷第二號、九二頁)引用

(3) 如何に倉庫の完備せるものであるかを窺知するため、最も有名であつた杭州のそれに就いての記述を採録して置く。耐得翁の都城紀勝、坊院の條を敷衍せる吳自牧の夢梁錄卷十場房の條のみを掲ぐれば事足りると思ふ。即ち、

上略城郭内北關水門裏。有水路。周廻數里。自梅家橋至白洋湖方家橋。直到法物庫市舶司前。有慈元殿及富豪内侍諸司等人家。於水次起造場坊數十所。爲屋數千間。專以假賃與市郭間鋪席宅舍及客旅。寄藏物貨并動具等物。四面皆水。不惟可避風燭。亦免偷盜。極爲利便。蓋置坊家。月月取索假賃者管巡廊錢會。顧養人力。遇夜巡警。不致疎虞。其他州郡。如荆南沙市、太平州黃池。皆客商所聚。雖云浩繁。亦恐無此等穩當房室矣。

とある。以てその設備の完全なりしを知るべきである。

(4) 蠶市の事は諸書に見えて居るが、それが定期市なりし事は、宋の黃休復の茅亭客話卷九鸞龍骨の條に、「蜀有蠶市。每年正月至三月云々」とあるのや、又蘇轍の詩序に「蜀之二月望日。鸞鸞器於市。因作樂縱觀。謂之蠶市。」あることにて知られる。又藥市のことも宋代

文獻に散見するが、續資治通鑑長編卷七十三眞宗大中祥符三年三月辛巳の條に、「辛巳。比部郎中蔡汝。使西川還言。川峽每春。州縣聚遊人貨藥。謂之藥市。望令禁止之。上曰。遠方各從其俗。不可禁也。」とあり、定期市であつた。實際蜀の地方は藥の産出を以て名高かつた。されば宋の陶穀の清異錄卷一九福の條にも、「天下有九福。京師錢福、眼福、病福、屏帷福、吳越口福、洛陽花福。蜀川藥福。秦隴鞍馬福。燕趙衣裳福。」と云つて居る通りであつた。又宋代の瓦市に就いては、宋の王林の燕翼貽謀錄卷二東京相國寺の條に、「東京相國寺乃瓦市也。僧房散處。而中庭兩廡。可容萬人。凡商旅交易。皆萃其中。四方趨京師。以貨物求售。轉售他物者。必由于此。云々」とありて東京相國寺に瓦市なる名稱の下に貨物の交易行はれしを知る。然共、南宋の諸文獻、例之、吳自牧「夢梁錄」

卷十瓦舍の條、耐得翁の「都城紀勝」瓦舍衆伎の條周密「武林舊事」卷六瓦子勾欄の條其他の諸書に見ゆる瓦子の語は、市民游興娛樂の歡樂境であつて、特別な交易所ではない様であるが、西湖老人繁勝錄を窺ふと、「瓦市。南瓦、中瓦、大瓦、北瓦、蒲橋瓦。惟北瓦大。有勾欄一十三座。云々」とあり宋周密の癸辛雜識續集卷下打聚の條にも瓦市とありて、同様の游場所なるを傳へ、「瓦市、

互子の語を等しく用ひてゐる。その詳しい名稱由來や性質に就いては若干の愚考あれど、今は述べず。但し、交易的の意の場合として本文には記して置いた事をお断りすれば宜しいのである。其他定期市と思はれるもの若干あれど姑く省略する。尙ほ市に關する詳細を知らんと欲する人は、異日發表せらるゝ加藤博士の御研究に就いて看られ度い。要するに私は牙人がかゝる市に關與した確證は有せぬが、恐らく遠來の客商の利便を計つてやつた事であらうと推察する。

(5) 市が行の意に用ひられたのは必ずしも宋代に始まるのではなく、既に柳子厚の「宋清傳」(唐宋八家文卷九)に「宋清。長安西部署市人也。」とあり、加藤博士の指摘せられた如く、唐薛用弱の集異記、玉四郎の條に長安に金市なるものあり、金華子雜編には酒市なる語見えて、唐代には既に行の意に用ひらるゝ事稀にはあつたのだが、宋代に至りて特に盛行した。

結 語

以上卑見を要約すれば、

(一) 牙人の名稱に就いては、稻葉氏の所説は、遺憾乍ら。考證と論理とに缺陷無きを得ず、今日の知識にては薄弱なる證左ではあるが、牙は互の轉化なりとする宋人の解に従はなければならぬこと。

(二) その種類としては、米鹽茶織物莊宅土地奴婢牛馬蕃貨等の牙人が文獻に見ゆること。牙税は取引税の一種と解すべきこと、並びに官私牙の性質は自ら相違し、牙行官許の時期については研究の餘地あること。

(三) 文獻上の牙人は主として姦黠にして、不正、暴利、匿税等を行ひしかど、五代の世には既に組合すら組織して依然近世までも存續せる根本理由は、支那の特異の商業事情が必然的に牙人に依頼し、

其の存續を許したに據ること、——尤も明清には取締嚴重を加へたのであるが——

(四)牙人は昔の牙僧ヌツイとは異り、其の職能の遙かに廣く本邦の間屋をも兼ね行ひしこと。然し乍ら後世の如く客棧に似たる事實ありしや否や不明なること等の諸點に就き、乏しき資料と微力とに據り、杜撰なる考證を試みたに過ぎない。未だ *philologie* 入門の白面の措大たる私が、敢へて先學稻葉君山氏の高見に疑を援きて拙稿を草し、江湖に質す所以のものは、博雅の士の是正を仰いで、以て自己啓蒙に資せんと欲するに外ならないのである。倉卒の際、文辭自ら禮を失ししやも知れず、偏に同氏の御寛恕を請ふ次第である。(完) (昭和戊辰秋九月上澁)

小林高四郎